

北陸六味

介護職「無資格でよい」!?

コロナとの闘いの最前線に医療従事者がいるのは誰でも知っているが、介護職だって同じだ。だが、医療従事者には感謝と敬意が向けられるのに、介護職に目が向けられることはめったにない。コロナ禍のもとで、通所介護は閉鎖に追い込まれ、家にいるほかない高齢者にとって、訪問介護は命綱だ。発熱した利用者のもとを訪れる介護職には、感染防止の情報も装備もなかなか届かなかった。

「無資格者を採用してよい」としたので。医療現場も人手が不足していたが、医療現場に対して「無資格者を使ってよい」とは、決して言わない。政府は退職看護師や退職保健師、または看護師資格を持ったまま大学院に在籍している有資格者の活用を呼びかけた。休職看護師の掘り起こしも図っている。

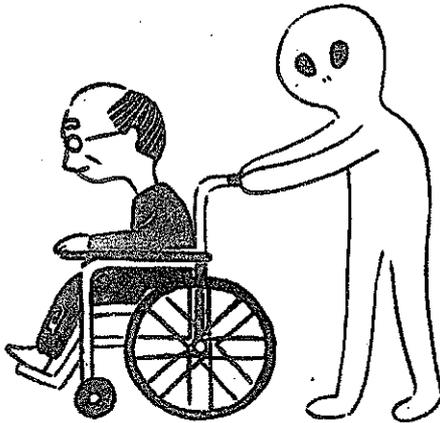
なのに、介護職は「無資格でよい」とは！介護保険ができてから20年。そのあいだに、政策決定者の介護労働観、つまり介護とは誰でもできる非熟練労働である（ついでにこれに「女なら誰でも」と付け加えてもよい）という見方が、少しも変わっていない、という事実を、見せつけられた思いだ。

コロナ禍で政府は医療・介護現場に次々に通達を出した。そのなかで、厚生労働省が昨年出した以下の通達ほど、わたしを怒らせたものはない。人手不足の介護現場、それも逼迫した在宅介護の人手不足を補うため、事業者に

てきた。利用者からは「お手伝いさん」扱いされ、報酬は低く抑えられ、利用は低料金で生活支援に集中。利用時間は細切れにされ、移動コストはカウントされず、待機時間は長く、キャンセル料も支払われない。登録ヘルパーという保障のない雇用形態が普及し、月収は低く、あまりに割が悪いので、コロナ禍直前に

も有効求人倍率が13倍という不人気職種だった。コロナ禍のもとでも、人手不足で有効求人倍率は15倍に上がった。これでは労働者の基本的人権を守れないと、制度設計自体が間違っていると国を相手とって「ヘルパー訴訟」が起きているのは周知のとおりだ。たとえ130時間の初任者研修といえども、きちんと研修を受けた資格のある専門職として誇りを持って働いてもらおうというのが、介護保険制度の趣旨だったはずだ。その制度を政府自身が掘り崩そ

うとしている。ワクチン優先接種で医療職優先は言われても、当初は介護職ははずされてきた。看護師のなかでも訪問看護師が対象外だったのでも、抗議して加えられたが、訪問介護職は対象外。それに抗議する政府への要請書にわたしも賛同した。国はようやく対象に加える検討を始めた。



イラスト・田中聡美

どうしてもオンライン化できない仕事、対人サービスを担当エッセンシャル・ワーカーの重要性は「見える化」したのに、そういう仕事に従事するひとたちの待遇が向上しそえない。こんな割の悪いしごとを日本人がすすんでしないなら、外国人を入れよう、というのは筋が違うだろう。今年度の介護報酬改定はやや上がったが、コロナ禍がなければ切り下げられていたかもしれない。ケアの価値はなぜこんなに低いのか？……永遠の問いである。(社会学者)